

理容所の届出の手引き（高知市）

Ver 2021.12.1

このようなときは		以下の手続きが 必要です。	備 考
理 容 所	1 理容所を開設するとき	理容所開設届 *法第11条第1項 【P2へ】	あらかじめ、2週間前を目処に日数の余裕を持って届出してください。 理容所の開設者は、その理容所の構造設備について検査を受け、適合確認を受けた後でなければ、その理容所を使用することはできません。*法第11条の2
	2 理容所開設届の届出した事項に変更が生じたとき 例 ① 理容所の名称、電話番号 ② 開設者の氏名、住所、電話番号（法人の名称、所在地及び代表者の氏名、電話番号） ③ 管理理容師の氏名及び住所（雇用、退職、異動などの場合） ④ 理容所の構造及び設備 ⑤ 理容師の氏名及び登録番号（雇用、退職、異動などの場合） ⑥ 理容師の結核、皮膚疾患等の疾患	変更届 *法第11条第2項 【P3へ】	変更後すみやかに *法第11条第2項
	注：開設者そのものが代わる（例：個人⇔法人など）又は施設の移転や改築（例：面積の50%以上の増改築など）により理容所としての同一性を失う場合は、改めて新規開設の手続きが必要です。		
	3 理容所を廃止したとき	廃止届 *法第11条第2項 【P4へ】	廃止後すみやかに *法第11条第2項
	4 相続、合併又は分割により、理容所の開設者の地位を承継したとき	開設者地位承継届 *法第11条の3第2項 【P4へ】	承継後遅滞なく *法第11条の3第2項
	5 理容所確認証の再交付を受けたいとき	再交付申請 *細則第3条第2項 【P5へ】	理容所確認証を破り、汚し、又は失ったとき（随時） *細則第3条第2項

法：理容師法

規則：理容師法施行規則

細則：高知市理容師法施行細則

1 理容所を開設するとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588	
提出部数	1部	
提出期限	理容所を開設する2週間前	
留意事項	<p>(1) 理容所の開設者は、その理容所の構造設備について検査を受け、適合確認を受けた後でなければ、その理容所を使用することはできません。*法第11条の2</p> <p>(2) 理容師の免許を受けた者でなければ、理容を業としてはなりません。*法第6条</p> <p>(3) 理容師は理容所以外の場所で理容の業をしてはなりません。ただし、政令で定める特別な事情がある場合には出張理容が可能です。*法第6条の2、政令第4条、条例第4条</p> <p>(4) 理容師である従業者の数が常時2人以上である理容所の開設者は、当該理容所を衛生的に管理させるため、理容所ごとに「管理理容師」を置かなければなりません。 なお、同一人が、同時に2以上の理容所の管理理容師となることはできません。 **法第11条の4第1項、*S43.9.18 環衛第8,140号</p> <p>(5) 一定条件を満たせば、理容所と美容所の重複開設が可能です。*H27.12.9 生食発 1209 第2号</p>	
手数料	高知市収入証紙 16,000円 *高知市手数料並びに延滞金条例 第1条 別表(第1条関係) (16)	
提出書類	理容所開設届（第1号様式） *細則第6条第1号	別紙「理容所の構造及び設備の概要」もご記入ください。
添付書類	(1)	理容師免許証の写し 照合のため、原本をお持ちください。
	(2)	診断書 *理容師の結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書 結核に関しては6か月以内、皮膚疾患については3か月以内に発行された原本の提出をお願いします。 *規則第19条第2項
	(3)	管理理容師を設置する場合 → 管理理容師資格認定講習会の修了証書の写し 照合のため、原本をお持ちください。 *規則第19条第3項
	(4)	平面図 壁、入り口、受付、待合所、作業所、イス、流水設備等を明示してください。 受付、待合所、作業所の面積を算定できるように計測・記入してください。
	(5)	所在地を明らかにした見取図
	(6)	開設者が法人の場合 → 定款若しくは寄付行為の写し又は登記事項証明書
	(7)	開設者が外国人の場合 → 住民票の写し 住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り。 *規則第19条第4項
	その他	営業を譲り受けた場合（相続、合併及び分割を除く）であって、理容所開設届の様式中※印のある項又は欄に記載する事項に変更がないときには、当該営業を譲り受けたことを証する書面（契約書の写し等）を添えることより、それぞれ当該事項の記載及び記載事項に係る添付書類(1)～(5)の添付を省略することができます。*規則第19条

その他注意事項：理容師免許証に記載されている姓と、現在の姓が異なる場合は、旧姓から現在の姓に変更したことがわかる公的な文書（例：裏書された運転免許証や戸籍抄本(コピー不可)など）を提示してください。確認後に原本をお返しします。

なお、理容師は、姓を変更した場合は、30日以内に理容師名簿の訂正申請をしなければなりません。*規則第3条

理容師名簿の訂正や免許証書換え交付申請の窓口は、（公財）理容師美容師試験研修センター（東京都江東区有明3-7-26 有明フロンティアビルB棟9F 電話 03-5579-0911）です。

2 理容所開設届の届出した事項に変更が生じたとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588													
提出部数	1部													
提出期限	変更後すみやかに <small>*法第11条第2項</small>													
留意事項	<p>(1) 以下の事項を変更した場合は、変更届の提出が必要です。 <small>*法第11条第2項</small></p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>理容所の名称，電話番号</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>開設者の氏名，住所，電話番号（法人にあっては，その名称，所在地及び代表者の氏名，電話番号）</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>管理理容師の氏名及び住所（雇用，退職，異動などの場合）</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>理容所の構造及び設備（注：大幅な改築の場合は事前にご相談ください。）</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>理容師の氏名及び登録番号（雇用，退職，異動などの場合）</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>理容師の結核，皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無・疾病名</td> </tr> </table> <p>(2) 開設者そのものが代わる（例：個人⇄法人など）又は施設の移転や改築（例：面積の50%以上の増改築など）により理容所としての同一性を失う場合は、改めて新規開設の手続きが必要です。事前にご相談ください。</p>		①	理容所の名称，電話番号	②	開設者の氏名，住所，電話番号（法人にあっては，その名称，所在地及び代表者の氏名，電話番号）	③	管理理容師の氏名及び住所（雇用，退職，異動などの場合）	④	理容所の構造及び設備（注：大幅な改築の場合は事前にご相談ください。）	⑤	理容師の氏名及び登録番号（雇用，退職，異動などの場合）	⑥	理容師の結核，皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無・疾病名
①	理容所の名称，電話番号													
②	開設者の氏名，住所，電話番号（法人にあっては，その名称，所在地及び代表者の氏名，電話番号）													
③	管理理容師の氏名及び住所（雇用，退職，異動などの場合）													
④	理容所の構造及び設備（注：大幅な改築の場合は事前にご相談ください。）													
⑤	理容師の氏名及び登録番号（雇用，退職，異動などの場合）													
⑥	理容師の結核，皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無・疾病名													
手数料	なし													
提出書類	理容所開設届出事項 変更届（第4号様式） <small>*細則第6条第4号</small>													
添付書類	(1) 理容師の新たな使用に係る届出であるとき（理容師の追加登録）	<p>① 理容師免許証の写し 【原本と照合するため原本をお持ちください。】</p> <p>② その理容師の結核，皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書 <small>*規則第20条</small> 【結核に関しては6か月以内，皮膚疾患については3か月以内に発行された原本の提出をお願いします。】</p>												
	(2) 管理理容師を設置又は変更したとき <small>注：すでに同一の店舗で理容師として登録済みであり，右記③の診断書を高知市保健所あてに提出済みである場合は，添付を省略できます。</small>	<p>① 管理理容師資格認定講習会の修了証書の写し 【原本と照合するため原本をお持ちください。】 <small>*規則第20条</small></p> <p>② 理容師免許証の写し 【原本と照合するため原本をお持ちください。】</p> <p>③ その理容師の結核，皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書 <small>*規則第20条</small> 【結核に関しては6か月以内，皮膚疾患については3か月以内に発行された原本の提出をお願いします。】</p>												
	(3) 現在勤務している理容師が結核，皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患にかかった場合又は治癒した場合	<p>その理容師の結核，皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書 <small>*規則第20条</small> 【結核に関しては6か月以内，皮膚疾患については3か月以内に発行された原本の提出をお願いします。】</p>												
	(4) 構造又は設備に係る事項を変更したとき	変更のあった部分を朱書で明らかにした図面												
	(5) 法人の名称，事務所の所在地又は代表者を変更したとき	<p>定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書は，最新の「履歴事項全部証明書」をご用意ください。変更日が3年以上過去の場合は「閉鎖事項証明書」も併せて必要になる場合があります。 法人の名称又は代表者を変更した場合は，上記に加えて，現在掲示している「理容所確認証」も添付してください。書き換えて後日交付します。 												
	(6) 店舗名称を変更したとき 営業者が改姓・改名したとき	理容所確認証（現在掲示しているもの） 書き換えて後日交付します。												

3 理容所を廃止したとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588
提出部数	1部
提出期限	廃止後すみやかに *法第11条第2項
留意事項	
手数料	なし
提出書類	理容所 廃止届（第5号様式） *細則第6条第5号
添付書類	理容所確認証

その他：理容師が死亡又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法による届出義務者が、30日以内に名簿の登録の削除を申請しなければなりません。*規則第4条
理容師名簿登録削除申請の窓口は、（公財）理容師美容師試験研修センター（東京都江東区有明3-7-26 有明フロンティアビルB棟9F 電話03-5579-0911）です。

4 相続、合併又は分割により、理容所の開設者の地位を承継したとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588
提出部数	1部
提出期限	承継後遅滞なく *法第11条の3第2項
留意事項	現在掲示している理容所確認証を添付してください。書き換えて後日交付します。
手数料	なし
提出書類	(1) 相続による理容所の開設者（個人）の地位の承継 → 相続による理容所開設者地位承継届（第7号様式） *規則第21条第1項、細則第6条第7号 (2) 合併による理容所の開設者（法人）の地位の承継 → 合併による理容所開設者地位承継届（第8号様式） *規則第22条第1項、細則第6条第8号 (3) 分割による理容所の開設者（法人）の地位の承継 → 分割による理容所開設者地位承継届（第9号様式） *規則第22条の2第1項、細則第6条第9号
添付書類	(1) 相続による理容所の開設者（個人）の地位の承継の場合 ① 戸籍の謄本 又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し *規則第21条第2項 戸籍の謄本を添付する場合：具体的には、被相続人（＝亡くなられた方）の出生から死亡までの一連が確認できる戸籍謄本等（状況により除籍謄本や改製原戸籍を含む。）が必要です。なお、状況により相続人についても戸籍謄本等の提示をお願いする場合があります。原本の返却を希望される場合は、その旨ご依頼ください。複写後に原本をお返しします。 ② 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にとっては、その全員の同意書 *規則第21条第2項 (2) 合併による理容所の開設者（法人）の地位の承継の場合 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書 *規則第22条第2項 (3) 分割による理容所の開設者（法人）の地位の承継の場合 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書 *規則第22条の2第2項

その他：理容師が死亡又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法による届出義務者が、30日以内に名簿の登録の削除を申請しなければなりません。*規則第4条
理容師名簿登録削除申請の窓口は、（公財）理容師美容師試験研修センター（東京都江東区有明3-7-26 有明フロンティアビルB棟9F 電話03-5579-0911）です。

5 理容所確認証の再交付を受けたいとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588
提出部数	1部
提出期限	随時 *細則第3条第2項
留意事項	開設者は、理容所の見やすい場所に、理容所確認証等を掲示する必要がありますので、理容所確認証を破り、汚し又は失ったときは、再交付申請をしてください。 *細則第4条、細則第3条第2項
手数料	なし
提出書類	理容所確認証 再交付 申請書（第3号様式） *細則第6条第3号
添付書類	理容所確認証を破り、又は汚したときは、その理容所確認証を添付してください。 *細則第3条第2項